

## FSC 中核的労働要求事項に関する方針声明

当社は FSC-COC 規格で示される中核的労働要求事項を尊重し、森林認証に係わる労働者の人権を擁護するため、以下の方針を表明します。

### 1. 児童労働の禁止

国内法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。

### 2. 強制労働の排除

いかなる就業形態においても不当な労働を強制しません。

### 3. 職業と雇用における差別の撤廃

労働者の公正かつ公平な待遇を支援するとともに差別や嫌がらせを撤廃します。

### 4. 結社の自由と団体交渉権の尊重

労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての結社の自由および団体交渉権を尊重します。

令和4年4月1日  
後藤製函株式会社  
代表取締役 後藤 聡